



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1905年の革命と帝政ロシア労働政策
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 19(4), 1-42
Issue Date	1970-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31197
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(4)_P1-42.pdf



1905年の革命と帝政ロシア労働政策

荒 又 重 雄

I 専制的労働政策の危機

帝政ロシア労働政策は、1886年工場法の制定をもって確立したと考えられる。オーブシチナに組織された農民が人口の圧倒的多数を占めるなかで、その農民の一部分が系統的に恒常的に工場へ出稼ぎに出る。その農民＝工場賃労働者に対し、警察による監督・鎮圧をもって臨みつつ、一方で多少の労働保護策をもって、彼らの「後見役」の位置につこうとするのが、その政策の基本である。とはいえ、その労働保護は、帝政ロシアの農奴制的労働基準に比しても些少なものであり、〔註〕農奴制的隷属労働者の、さらには官営企業労働者のための労働基準の内容を、民間企業の自由な賃労働者の労働基準にもりこもうとする専制権力の試みは、ブルジョアジーの側からの絶えざる抵抗にあった。また、国民的規模での労働市場の全体にむけて自由に展開しようとしている賃労働関係を、契約の牢固性の原則と旅券制度とによって、身分制度に同化しようとする試みも、労資双方からの抵抗に出あった。

〔註〕 農奴制的労働基準には、労働日の長さや祝日その他の労働年の長さについての規定が含まれていたが、民間企業の自由な賃労働の場合には、通常その基準を超える労働がおこなわれており、1886年工場法には、1882年工場法、1885年工場法による児童、婦人の労働日規制を超えるような、労働日に関する規定はなかった。また、ウラルの鉱山管区において労働者年金制度が個別的に発足をみていたのに対して、1886年工場法では、労働者から徴集された罰金によりつくられた基金の用途を大まかに規制したにすぎなかった。

こうした労働政策の矛盾は、農民出身の労働者が次第に工場周辺に堆積して恒常的労働者軍となり、期間の定めなき雇傭が一般化してゆくにつれて深

まってゆく。恒常的工場労働者となった賃労働者にとっては、工場労働に従事する毎日の生活は、出稼ぎ農民の場合にそうでありえたような、一時的偶然的な苦役ではありえない。毎日を賃労働者として暮してゆくののだとの自覚に達した労働者にとっては、労働日に関する要求は、まさに基本的なものとなる。労働日をめぐるストライキが多数発生するようになる。これは1896年ペテルブルグに大規模にあらわれた。

1896年ペテルブルグのストライキは、革命運動と労働運動との結合という点からも、一つの劃期をなすものであった。すでに1883年、プレハーノフГ. В. Плехановは「労働解放団Освобождение Труда」を創立して、労働者社会主義への道を踏み出してはいたが、ブルジョア民主主義をめざして専政権力と斗かう革命党と、社会主義をめざして斗かう労働者党との間に、一つの区分線を引いていた。1894年、レーニンВ. И. Ленинは著書「人民の友とは何か」の末尾において、「ロシアの労働者は、いっさいの民主主義的分子の先頭に立ち上がって絶対主義をうちたおし、ロシアのプロレタリアートを公然たる政治斗争のまっぐな道にそい、勝利的な共産主義革命へとみちびくであろう」とかいた。また、レーニンは1894年、労働者バブシュキン В. Ц. Бабушкин のサークルと接触し、同年12月のセミヤニコフスキー工場のストライキには大衆的アジテーションの活動を展開した。そして、1895年、労働者党でありかつ革命党であるような組織として、「労働者階級解放斗争同盟 Союз борьбы за Освобождение рабочего класса」が設立された。1896年ペテルブルグのストライキは、この「斗争同盟」の大衆的アジテーションと結びついていたのである。¹⁾

1894年の訓令にもとづいて、工場監督官たちが系統的に労働者のストライキに関する資料をあつめはじめますが、それによると、「政治ストライキ」が次第に増加しはじめていることがわかる。労働者の大衆的運動と政治的アジテーションの結合のあらわれとみてよいであろう。1898年には、ロシア社会民主労働党の創立が宣せられている。

社会民主主義者の活動の強化に刺激されて、専制内部の二部局、内務省と

大蔵省との対立がはじまった。内務省も大蔵省も、ともに専制の部局とし

ス ト ラ イ キ 件 数

	経 済 ス ト	政 治 ス ト
1895	68	—
1896	113	5
1897	143	2
1898	209	6
1899	178	11
1900	115	10
1901	159	5
1902	112	11
1903	424	126
1904	66	2

て、社会民主主義者の活動を抑えるという点では目的を一にしつつも、工場内のことは工場監督官にまかせよという大蔵省に対し、内務省は、工場警察の設置であるとか、工場監督官の内務省移管要求であるとか、工場内部で社会民主主義者の活動を直接に捕捉しようと望んだのである。この対立は次第に、工場監督官の労資間調整役としての従来よりの活動を消極的なものに変え、若干の労働保護策とあわせて、労資の自主的な関係の発展をまっけて社会の秩序と安寧を確保せんとする大蔵省の方針と、積極的に警察の機関を労働運動に滲透させ、資本家に若干の負担をかけつつも、そのことによって労働運動を専制支持の勢力に変容させようという内務省の方針との対立に発展していった。この対立は、専制の主要な支柱、いわばその魂というべき内務省と、次第に政治的力量を高めつつあるブルジョアシーとの対立でもあった。ブルジョアシーは、一方では自分たちの直接的負担によって工場に警察官を配置し、労働者の鎮圧のために専制の権力を充分に利用しながらも、産業政策に関与する大蔵省に自己の見解を滲透させつつ、これを一定限度内では自分たちの代表機関と変えようとしていた。大蔵省の、より自由主義的な方針は、ブルジョアシーの基本的志向に合致するものであり、国政のあらゆる分野に介入しつつ、ついには自ら労働運動に滲透して下からも自分たちに迫る

内務省の方針は、ブルジョアシーの基本的志向とはなはだしく矛盾するものであった。

より自由主義的であるとはいいながら、大蔵省もまた専制の一部局である以上、やはり専制主義的な本質をもつものであった。1902年3月9日の大臣特別評議、1902年7月13日から始まったオボレンスキー委員会をつうじて結実した1903年6月10日付工場総代法は、専制にもブルジョアシーにも害にならない労働者代表制ということで、社会的にあまり大きな影響力をもちえないものであったし、1903年6月2日付労働者災害補償法は、大巾にブルジョアシーに譲歩しつつも、資本家の負担による慈恵政策という点で、ブルジョアシーにとって重荷となるものであった。ブルジョアシーは、大蔵省の枠を超えた動きをはじめた。1904年、ペテルブルグ工場工業振興協会は、警保局から「労働相互扶助協会 Общество Взаимопомощи «Труд»」の認可をうけている。1904年12月、バクーの油由で、ストライキののち労働協約が締結された。1904年12月12日付勅令 указ は、国営労働者保険の導入の検討を指示している。²⁾

内務省の方針は、ズバトフ主義、ガボン主義となって開花した。ズバトフ主義は、一方ではミンスクにおいて、1897年に生れていたユダヤ人労働者の労働組合プラス労働者党の性格をもった組織「ブンド」から、社会民主主義的政治意識より「独立」した労働者の経済斗争組織を分離するという試みにはじまった。ズバトフは、自分の経歴と同じような道筋をとって自分の手先を育成するべく、1898年に「ブント」に手入れを行なった。1900年に釈放された若いメンバーは、1901年7月27日に独立ユダヤ人労働党を結成し、「党は全体的には政治的目的をもたない、労働者の日々の利益と関連するかぎりでは政治的問題をあつかう」とうたった。ズバトフ主義は、他方ではモスクワにおいて、ズバトフの手先が直接に労働者の相互扶助協会を組織するために、オーゼロフ И.Х. Озеров 教授やデーネン Е.Е. Ден 助教授に依頼して1900年の暮より講演会活動を展開することからはじまった。そして、ともに労働運動に対する革命的インテリゲンツイヤーの影響を排し、労働運動を警察の秘密の手

先の掌中に帰そうとしたのである。³⁾

ズバトフ主義の労働者組織がどのような規約をもち、どのような組織形態をもっていたかをみると、専制がそのようなものを認可したという意味で、専制の労働政策の一面をみることになる。モスクワのズバトフ主義組織の規約は、組織の目的を「積極メンバーと彼らの家族に援助を与えること」とした。「失業にさいして、積極メンバーとその家族は金銭的援助をうける。ただし労働者が職を失なった原因が労働者自身にない場合にに限る。彼がより利のある仕事を求めて仕事をはなれたり、働こうと希望しなかった場合はこの限りでない」。雇主や職長および職長補佐は積極メンバーとなりえない。機関は次のように作られる。会員総会が12名の委員候補と12名の補欠を指名し、そのリストが警視總監に送付される。總監はそのリストから8名の委員と8名の補欠を任命する。委員会は会長、副会長、会計係その他を選び、その氏名は警察の認可をうける。⁴⁾

このように、共済的活動を主として、その活動を警察に認可された指導機関を通じて嚴重に統制しようとする政策も、矛盾をはらんだものであった。第一に、ズバトフ組合の役員が保安部(オクラナ)から金を受け取っていることは、日ならずして公然の秘密となった。これはズバトフの労働者への影響力を弱めた。第二に、共済活動から雇主との交渉への道は連続しており、失業メンバーへの扶助はストライキ手当と連続しているので、適切な限度を守るよう監督することはもともと困難であった。⁵⁾ 専制にとってのこの組織の目的が、労働者の経済斗争を社会民主主義者の活動から切りはなすことにあり、したがって、ある程度の経済斗争なしには社会民主主義者と影響力を競うことができないことから、この点の困難さは増していた。1903年7月、オデッサを中心に発生したストライキは、労働運動がズバトフ主義の枠を破ったことをいみした。

ガボン主義はズバトフ主義の影響のもとにはじまった。モスクワのズバトフ主義は、1902年2月19日に催されたクレムリンへむけてのアレクサンドルⅡ記念行進の成功で、一つの頂点に達していたが、1902年の11月、モスクワ

からペテルブルグに数人のズバトフ主義者がおとづれた。ガポンは彼らの催した集会に参加している。しかし、ズバトフ主義の影響は、ペテルブルグにおいてはあらたなガボン主義を生んだ。それは第一に、ズバトフ組合に対する警察の直接的介入が労働者の自主性をそこねることへの批判が生れていたからであり、第二に、ズバトフ組合の経済斗争がモスクワの工場主たちの中に著じるしく不評を買っていたからである。ここから、より労働者の自主性をみとめつつも、その活動を文化的・共済的なものに限定する新構想が生れたのである。ガポンは1903年3月13日に宗務庁に労働者の集会許可申請をなし、同年8月30日に最初の喫茶・読書室をサイボルグ地区に開設した。10月14日には警視總監に彼のクラブを認可してくれるようたのみ、11月9日、彼はあたらしい組織の構想を当局に提出している。⁶⁾

ガポンの構想は次のごとくであった。クラブの目的は、労働者が余暇をレクリエーションや自学自習に、酒を飲まない活動に利用することである。会の責任者グループは、ロシア人としての自覚をもった分別ある忠誠な工場労働者から選ぶ。というのは、組織的な独立した活動を求めて努力することは、ある発展水準に達した人民の自然の傾向であり、これに合法的な途を与えないとロシアの敵に利用されるし、また、ユダヤ人がロシア労働者のリーダーになったオデッサの例や、警察がリーダーになったモスクワの例のようにならぬよう注意する必要があるからである。1903年12月に当局におくられ、1904年2月15日に認可された規約は次のようなものであった。「労働者組合」という名で申請されたが「つどい Собрание」という名で許可された。「つどい」の目的は、(1)、メンバーが余暇を、彼らに精神的・道徳的・物質的に利益のあるように、酒気をおびず分別ある態度で過すようにする、(2)メンバーの中にロシア国民の自覚を呼びおこし、強化する、(3)労働者の義務と権利についての責任ある見地を形成・発展させる、(4)労働者の労働と生活の条件を合法的手段で改善するようにふるまうメンバーの独立的活動を励ます、であった。「ストライキ事件には、つどいの相互扶助基金から全く支出しない」。積極メンバーは、雇主や職長をのぞくほかに、大ロシア人家系でキリ

スト教徒でなくてはならぬ、ただし、大ロシア人以外のキリスト教徒労働者でロシア臣民であるものには例外もある、と限定されていた。会員は積極メンバーと責任者グループとにわけられ、責任者グループは、聖職者あるいは教育ある俗人の中から3年間の任期で代表を選出する。また責任者グループの中から理事会が選出される。責任者グループ、理事会、代表はすべて市警務長官の認可をうけた。⁷⁾

ガボン主義は、余暇に集会をもつ機会を労働者に与えただけで、会の始まりと終りは訴えでしめくくられていた。公式に認可をえて「つどい」がひらかれたのは1904年4月11日で「神よツァーリを護らせ給え」と唱った。警察から独立しているとはいっても、5月30日、「つどい」の支部集会所がネヴァ区に開設されたときに、備品に要した360 pyб.のうち、210 pyб.はペテルブルグ保安部から、150 pyб.は警保局特別部から支出されていた。9月に全市的な「つどい」の集会がひらかれ、ペテルブルグの全域とコルビーノおよびセストローレツに支部集会所を開設しよう、とさめた。それにそって、1904年来にはペテルブルグに10ヶ所、およびコルビーノ、計11ヶ所の支部集会所がひらかれた。この支部集会所は、次第に、喫茶・読書などの静かなあつまりの場所から、熱気のこもった大衆集会の場所になっていった。ネヴァ区の集会所では、午前4～5時から午後10～11時まで、毎時間群衆の入れ替るなかで、連続的な集会がひらかれていた。弁士が立ってかわるがわる演説していた。弁士の不足から、社会民主主義者も弁士としてうけ入れられた。同時代人の回想記によると、その席には、素朴で力強く情熱的な、人々の感涙を呼ぶ胸の奥その声、「われわれはもう我慢できない」、「こんな生活よりは死ぬほうがましだ」という声もきかれた。⁸⁾

ガボンは、ズバトフの組織した1902年のアレクサドルII記念行進を想起し、1905年1月9日に冬宮にむけてツァーリに陳情する行進を計画した。しかし、これは、1月7日にはじまったペテルブルグのゼネストを背景としており、ガボンの思惑に反して労働者の政治的攻撃としての一大デモンストレーションに化しつつあった。(註) 1月7日、専制側は鎮圧の準備をすす

め、同日、ガボンは社会民主主義者から警告されながらも計画を固持し、8日、スヴァトボルク・ミルスキーにあてて手紙をかけた。⁹⁾そして1月9日、流血の一大事件がおこり、1905年の革命の発端となった。内務省の方針は、政治的自由への要求をおさえて専制を護持するために、労働運動に滲透しこれを専制側にかくとくすることであった。警察の手先の直接の手引きによる経済斗争指導の形式が破産したのちにあらわれた、新ズバトフ主義としてのガボン主義は、労働者の文化的活動に主力をおくということで、労働者の自発性により大きな余地を与えた。ところが、それはわが足を打つことになった。労働者の自発的な文化的活動の中から、政治的自由の要求が強大なものとなってあらわれてきたからである。実は、専制を維持しつつ労働者の自発的活動を期待するということは、当初より解きたい自家撞着であったのである。

〔註〕 1905年1月7日のゼネストにおける労働者の要求は次のごときものであった。(1)8時間労働日、(2)労働者代表と協議して新賃率を設定せよ、(3)労資双方同数よりなる調整機関、(4)不熟練労働者の最低賃金1 py6、(5)余儀ない場合をのぞき時間外労働廃止、時間外の賃率は2倍、(6)労働者の科でないオジャカに支払え、(7)不熟練婦人の最低賃金70коп、(8)工場内医療の改善、(9)作業の衛生条件の改善、(10)ストライキ参加者に報復するな、(11)身体搜索の廃止、遅刻への罰金の廃止、(12)疾病時の賃金半額保障、医療の工場負担。

ガボンが冬宮でツァーリに手渡そうとしていた請願書には、次の要求が列举されていた。I、人民の無知と無権利に反対して、(1)政治的・宗教的信念のため、ストライキのため、農民の騒動のため災厄をこうむっている人々の即時釈放、(2)個人の自由と不可侵、言論、出版、集会の自由、信仰の自由、(3)国家の負担による普通義務教育、(4)人民に対する大臣の責任、合法的支配の保障、(5)例外なき法の前の平等、(6)教会の国家からの分離、II、人民の困窮に反対して、(1)間接税の廃止、その累進所得税への転換、(2)買戻金支払の廃止、低利信用、土地の人民への漸次的移管、(3)陸海軍局の注文はロシア内になさるべし、国外発注反対、(4)人民の意志に沿って戦争中止、III労働に対する資本の抑圧に反対して、(1)工場監督制度の廃止、(2)工場に労資双方の代表よりなる委員会をおき、労働者の解雇はその委員会の規程にもとづいて行う、(3)消費組合、生産組合、労働組合の自由、(4)8時間労働日、時間外労働の規制、(5)労働の資本との斗争の自由、(6)「正常」賃金の即時実施、(7)国営労働者保険の準備に労働者代表を参加させよ。」¹⁰⁾

農奴制的労働基準は、形を変えて官営企業の労働者に対する労働基準とし

て存続している。1901年の春、ペテルブルグの労働者のストライキのち、海軍省のイニシャチヴで委員会が労働者の生活調査をしている。つづいて陸軍省の委員会が労働者家計の研究をはじめた。〔註〕これは、官営企業の労働者に対する最低賃金に関係してゆかざるをえないし、それは、もし実施されるならば民間企業に影響を与える。すでに1900—1901年の実態調査でも、官営企業の労働者の賃金は、民間のそれよりも高いことが明らかにされていたのである。¹¹⁾

〔註〕 家計支出は次のように区分された。(1)食費、炊事への支出を含む、(2)衣料、上衣、オーバー類、(3)住居と暖房、(4)雑費、照明・入浴・洗濯・下着ワンピースなど・郵便・教会への支払・諸徴募金を含む、(5)臨時費、オーブシチナに呼びよせられたときの出費など。15才以上の食糧基準は兵士のそれを採用した。毎日の基準はパン2½フント、ひき割り48ゾロトニク、食肉1フント、油脂5ゾロトニク、砂糖6ゾロトニク、茶1½ゾロトニク、その他燃料など。これは1903年ペテルブルグ価格で26.65коп、となり、したがって1ヶ月8py6、となる。これに25%加えて10py6、を食費とした。消費単位は15才以上男子を1として、15才以上女子0.8、65才以上男子0.7、60才以上女子0.6、児童は0.35。他の項目について委員会は労働者への質問によってきめた。

	食 費	住居費	衣 料	雑 費	臨時費	計
男子	10	4	3	2.50	1.50	21 py6
女子	8	4	2	2	1	17 py6

委員会は1891年のデーターから平均家族構成をしらべ、男子世帯主32py6、女子世帯主30py6、を算出した。ただしこれは家族員も完全に稼働しているときであり、さまざまな場合については次のごとくであった。

	男 子		女 子	
	月 支 出	年 支 出	月 支 出	年 支 出
単 身 勞 働 者	21	252	17	204
家 族 員 完 全 稼 働	32	384	30	360
家 族 員 不 完 全 稼 働	38	456	30.5	366
家 族 員 稼 働 せ ず	51	612	34	408

委員会は地域ごとの家計費の相異を次のごとく算定した。

	単身労働者	家族員完全稼働
ペテルブルグ	21	32
モスクワ	20	30.5
ヴイルノ	19.5	29.5
キエフ、トウラ	18	27.5
ブリャンスク、カザン	17.5	26.5
ルガンスク	17	26

こうした最低生活費基準に対して、官営工業労働者の現実の賃金は、1902年の陸海軍省の委員会の調査によると、45.5%が月20py6. 以下、36.8%が20~35py6. 17.7%が35py6. 以上であった。¹²⁾

II シドロフスキー委員会

1月9日の事件をきっかけとして、専攻内部の二つの方針は互に入り込んで渦をまいた。1月11日、ニコライIIは勅令をもってペテルブルグおよびペテルブルグ県に総督職を置き、モスクワ警視總監のトレポフД. Ф. Треповをこれに任じた。総督はツァーリに直接に報告する権能を有し、民衆鎮圧のために軍の出動を要請し、また自ら義務的規程を制定することもできた。トレポフの方針のもとに、ストライキの記事を警察の許可なしに紙上に掲載することが禁じられ、ガボン主義者たちの逮捕もつづいた。他方、ココフツォフは1月11日付のツァーリあての報告書において、冬宮に向かった労働者たちに科はあり、彼らは自分のあやまちを後悔する必要があるが、しかし、そのためにはツァーリの御言葉が必要である、とのべた。ニコライIIはこの報告書に、自分はその考えに同意する、とかいている。¹³⁾

1月14日、ココフツォフとトレポフとが署名した告示が発表された。内容は次のごとくであった。政府はつねに労働者が必要としていることについて関心をもっており、いつでも労働者の要求を聞く用意がある。ツァーリ御自身は、かたじけなくも災害・疾病に関する労働者保険の準備を命ぜられた。大蔵省は労働時間を更に短縮する法律や労働者が自分たちの必要としていることについて合法的に討論できるようにする法律を準備している。ツァーリ

およびその政府がかように配慮しているのであるから、革命勢力に利用されるような首都の不穏な状態は終らさなくてははいけない。¹⁴⁾

一方、トレポフは1月12日、スヴァトボルク・ミルスキーからまわされてきた3人のプチロフ工場労働者を引見した。労働者たちは自分たちの責任をみとめ、労働者の大部分は仕事に就きたいと思つている、とのべた。数日後、トレポフは警察と若干の大工場管理部の協力を得て34人の労働者代表を仕立て、19日、ツァーリがこれを引見した。ニコライⅡは労働者たちに次のような言葉をかけたといわれる。すなわち、私は労働者の生活が楽でないことを知っている、しかし忍耐してほしい、多教の群衆でわたしを脅かすのは罪となる、諸君が自分たちの必要としていることを表現する合法的方法を今後保障する、私は労働者の私への献身のゆるがぬことを信じ、彼らの罪を忘れよう、と。¹⁵⁾

他方、1月16日付で、ココフツォフはツァーリに報告書を提出し、次のようにのべた。労働問題は今日、内政の他のどの部門にもまして重大である、労働者に対する慈悲的なかつ確固とした恒常的な方法が必要であり、この方法を実現するにあたっては、産業を配慮している部局の裁量に多くをゆだね、その部局で工場主と折衝して具体的なものをきめるべきである、このやり方についてツァーリから大臣委員会に指示してほしい、と。さらに1月19日、ココフツォフは再びツァーリに報告書を提出した。この中に内務省の労働政策の批判、あたらしい政策へうつるべき必然性、その政策の基本原則の定式化があった。ココフツォフは、「労働問題の規制を全面的に大蔵省の部局に委任すること」、「時をうつさず」大蔵省ですでに作成ずみの一連の法案を実現すること、これを「行政的方法によってではなく立法によって」なすべきである、と主張した。¹⁶⁾

ココフツォフによって提出された具体的プログラムは次のごとくであった。(1)、労資双方の拠出・管理する疾病基金の義務的設置、(2)、雇傭契約上で発生する問題を解決するために、労働者および管理部代表よりなる混合機関を各企業に設置する、(3)、10時間労働日制、2交替制は9時間づつ18時間、時間

外労働の法的制限、(4)、ストライキおよび雇傭期限前契約破棄を処罰する法の条項の改正。ストライキについては、それが「財産や人身への暴力を伴わないならば」「純粹に経済的現象とみなされ、一定条件のもとでは社会の秩序や安寧をおびやかさぬものとみなされる」、とした。ココフツオフは結論として、自分の提案を大臣委員会にかけようツァーリに要請した。¹⁷⁾

ニコライⅡはココフツオフの要請をうけいれ、1月28日および31日に大臣委員会がひらかれた。大臣委員会は、ロシアに労働問題は存在しないとの見解をあやまったものと非難し、ズバトフ主義に消極的の評価を与え、ビスマルクのように「労働運動を自己の掌中」にする必要があるとみとめた。また、「もっぱら経済的な根拠から発生するストライキの問題を正しく解決するためには、労働者が然るべく組織され、自分の権利と義務とを正確に知っていることが不可欠である。それゆえに、委員会によって提起された現行のストライキ規程の変更に関する問題は、労働者の内的生活を規定している他のあらゆる手段を審議し説明することと平行して、本質的解決が与えられるべきである」とみとめた。そして、大蔵大臣を議長とする、帝国内の工業企業の労働者の生活と労働の条件を改善する手段を検討する委員会を設立することを必要とみとめた。¹⁸⁾ しかし、ツァーリはこの結論を即ちに認可することをしなかった。大臣委員会の中では少数派であった内務省の路線への期待があったからである。

1月29日、元老院議員シドロフスキー Сенатор Щидловский を議長とする委員会設立についてのニコライⅡの命令 распоряжение が出された。その目的は、「ペテルブルグおよびその郊外の労働者の不満の原因を遅延なく明らかにし、これを将来において除去する方法を案出する」ことであり、その構成上の特徴は関連ある部局の代表の外に、工場主および労働者から選ばれた代表も含めることになっていた点である。専政に工場主を組みこんでいったマニュファクチュア評議会方式の労働者版ともいえるものである。ツァーリの命令は1月30日、31日にペテルブルグの全工場に布告された。¹⁹⁾

ペテルブルグの労働者たちの間の状況はどのようなものであったか。プチ

ロフ工場の労働者は1月25日から事後届出制 *явочный путь* で8時間労働日を実施し、27日からフランコ・ルースキー工場でも労働日を2時間短縮した。工場主はそれに対してロック・アウトを宣し、28日からプチロフ工場など18企業22,457人がストライキに入った。トレポフは27—30日に56人の労働者を逮捕し、ペテルブルグから追放した。1905年2月4日にココフツオフがニコライⅡに報告したところによると、ストライキは2792企業463,297人にのぼっていた。〔註〕工場監督官統計によると、ストライキ参加者数は2月8日34,468人、9日31,995人、10日36,795人、11日35,321人、18日38,120人、19日52,438人、21日49,942人、22日31,604人とつづいていた。²⁰⁾

〔註〕内別は次のごとし。ペテルブルグ(625企業)125,000人、ペトロフスキー(650)100,000人、ワルシャワ(417)47,190人、モスクワ(134)45,000人、リフリャンド(275)43,000人、エカテリノスラヴ(25)18,000人、ウラジミル(9)8,000人。

労働者たちはしばしばストライキの指導部を選出していた。これがシドロフスキー委員会の代表選出と微妙にからみあった。また、代表選出活動は、閉鎖されたガボン組合の支部集会所再開の要求を喚びおこした。1月31日、警官がプチロフ工場のまえにあっていいる労働者たちに代表をえらぶようすすめると、彼らは、われわれはすでに工場管理部と交渉するために代表をえらんだ、と答えた。2月1日、チェジャー工場からの代表がシドロフスキーに委員会への代表選出について次のような請願をした。(1)、11ヶ所の支部集会所開設、(2)、選挙はその集会所で行ない、500名以上規模の工場から2人、500名以下の規模の工場から1人、2,000名以上規模の工場からは1,000名に付き1人を選ぶこと、(3)、選挙は自由で、労働者以外のものをも代表としようこと、が内容であった。翌2日、ペテルブルグ鉄道車輛工場の代表が同じような請願をもってきた。その中には、労働者代表の選挙に警察や工場管理部が介入しないこと、代表と一般労働者との間に意見の交換が許され、労働者は委員会内の討論内容を知り、自らも相互に討論できること、集会での討論の自由と人格の不可侵、1月1日以降に逮捕された仲間の釈放、などがあった。2月3日にはプチロフ工場の労働者代表がまた請願した。また同

じく2月はじめ、ペテルブルグ機械工協会のウシャコフもシドロフスキーに請願した。その中には、選挙は工場内でおこなわれること、時間外におこなわれること、投獄されているものが選出されたときには、委員会の期間中は自由にする、委員会における労働者代表は工場主代表より少くないこと、などあった。²¹⁾

2月7日、代表選出法に関する規則が各工場におくられた。被選挙権者は25才以上男子で、勤続1年以上の現在籍者とされた。解雇されたり逮捕されたりしたものは除外される。選挙権者は、性、年令の区別なく100名以上規模の工場に働くもの、ただし、徒弟、職長および職長輔佐は除外される。第一段階の選挙で各工場から選挙人がえらばれる。これは100名以上500名以下の規模の工場から1名ずつ、500名以上1,000名以下の規模の工場から2名ずつ、1,000名以上規模の工場からは500人につき1名の割当てである。この選挙は2月13日に各工場で一斉になされるべきこととされた。第二段の選挙はその数日後に行なわれる予定で、選挙人は産業別に9グループに分けられ、産業別の労働者数に比例した代表数がわりあてられていた。第4グループの金属部門には17名、化学および爆発物部門にはもっとも少く2名。総計して50名の代表者が選出さるべく予定された。²²⁾

2月13日、選挙はかなり広汎に行なわれた模様である。選ばれた選挙人は全部で417名、うち第4グループの金属部門から188名、第1グループの繊維部門から55名、第2グループの紙・印刷部門から54名、第7グループの食品部門から45名、その他5グループあわせて75名であった。ハリコフ、キエフ、オデッサなどでも、労働者のあいだからシドロフスキー委員会に参加する権利を要求する声があった。代表をえらぶための選挙人の集会は、2月18日午後3時、9グループのそれぞれに別の会場を予定してひらかれることになった。²³⁾

ところが、職長の圧迫、選出された労働者の逮捕などが労働者を興奮させていた。2月14日—17日に、ペテルブルグの大工場の多くでストライキがはじまっていた。16日、選挙人たちの二つの予備集会がひらかれた。第4グル

ープについて一つ、第4・第9をのぞくのとおり7グループ全体に対して一つであった。7グループはパーニナ公会堂にあつまり、最終的にシドロフスキーあての長いメッセージを採択した。要旨は次のごとくであった。(1)、代表と有権者との間で自由な対論ができるように11の支部集会所を再開せよ、(2)、代表は全員のこらず委員会に出席して自由に発言しうること、会議の内容は検閲なしで新聞に公表されること、(3)、代表の人格の不可侵を保障し、1月1日以降逮捕されたものを釈放せよ、(4)、小工場からの代表も選出させるように、そのために支部集会所から各1名出させよ、これらの件について2月18日までに回答してほしい、と。第4グループはノーベリ公会堂にあつまり、

〔註〕4人のスポークスマンを立てて、全選挙人の集会をひらくことをシドロフスキーに要求することとし、管区工場監督官に仲介をたのんだ。シドロフスキーは、9グループの全代表が2月17日にパーニナ公会堂にあつまることを許した。²⁴⁾

〔註〕400人のうち、ガボン主義者が180人、社会民主主義が80人、経済主義者が89人だったという情報もある。

パーニナ公会堂にあつまった代表たちは、先の7グループ決議を確認し、さらにこれに(1)、自分たちの必要としていることについて自由に討論しているすべての労働者の人格の不可侵、(2)労働者の住居の不可侵、をつけくわえ、これに対する回答を2月18日正午までによせるようシドロフスキーに要求した。2月18日、選挙人たちがパーニナ公会堂にくると、とびらに回答がはり出されてあった。それは次のごとくであった。(1)、委員会内においてなされる自分たちの状態に関しての卒直な発言をもって起訴されることはないであろう、(2)、全労働者代表は委員会に同席するであろう、(3)、小企業の労働者に関しては必要な措置をとるであろう、その他のすべての問題は、委員会の権限をこえるので、私から回答の出されることはありえない。労働者たちはこの回答をみてのち、指定された会場にむかった。7グループが代表の選出を拒否した。2月20日、ツァーリはシドロフスキーからの報告をうけて、この委員会を中止することにきめた。そして、大蔵大臣ココフツォフの主

宰する委員会の活動開始を命じた。²⁵⁾

ズバドフ主義は今一度破産した。労働者はこのことにより組織活動の経験を積んだ。

Ⅲ ココフツォフ委員会

1905年3月15日、ココフツォフは委員会の開会を宣して、加えて次のように述べた。先行の工場立法への刺激としてはつねにストライキがあったし、今回もその点は同じであるが、しかし、政府は、社会の平静を確保するために、雇主にあって高価であってもかまわぬから労働者に譲歩しようとしているのではない。提案しようとしている法案は、以前から大蔵省で準備されていたものであり、大蔵省はなによりもまず、工場・鉱山の発展に有利な条件をつくるために、保護関税その他の活動をつづけてきたのである。ただ、工業家たちは自分の要求を政府にとどかせるさまざまな可能性を有しているが、労働者にはそれが与えられていないのであって、そうしたことを認めた上で、政府は公正に振舞はなくてはならない。労働者の中におこっている運動は、もっぱら政治的プロパガンダのために惹き起されたものであるかのようという見解もあるが、労働者の生活条件が極端に苦しいために、政治的プロパガンダが成功しているのである。「疾病が身体のもっとも抵抗力の弱いところでひろがるのと同じく、政治的な敵も、すべてを奪われ欠乏や困窮に苦しんでいる人々のところで有利な地盤を見出すであろう」、²⁶⁾と。以上のように、慈恵主義的な構想がうち出された。

これに対して、3月16日、招かれた62人の工業家代表の中からクレストヴニコフ Г. А. Крествников が、委員会は「工業生活の不自然な期間」に、大衆ストライキの圧力によって召集されており、委員会の活動はかえって労働者の大衆的ストライキをひきおこす、ストライキの原因は、「労働者の経済的な生活条件よりも、むしろ工業生活に関係のない事情の方にある」、とのべて、²⁷⁾ 政府の構想への基本的な抵抗の姿勢を示した。シドロフスキー委員会の顛末の中で、労働者との協調に失敗した専制政府にとって、ココフツォフ

委員会による工業家との協調の試みも、難関の多いことが予想された。

ココフツォフ委員会に、1月末の大臣委員会で承認されているとおりに、大蔵省の4つの原案（労働日、ストライキ、疾病基金、苦情処理機関）が検討に付されることになった。具体的な原案が出される段階になって、労働者への医療給付 *Врачебная помощь* に関する草案がとりわけ物議をかもした。大蔵省の草案は次のごとくであった。すなわち、1866年8月26日付法律〔註〕にもとづき、これを新しい法制に変更し、移行させる。労働者は、疾病の種類を如何を問わず、また雇傭契約が発病により破棄されるか継続されるかにかかわらず、3ヶ月間、特別の場合には6ヶ月間、企業主の負担により医療給付を受けることができる。医療給付の内容には、医師のサービス、医薬品（副木、ほうたいを含む）急病および事故のさい応急手当、外来治療および賄つきの入院治療、婦人労働者の助産が含まれる。企業家は自己の病院を設置してもよいし、自己の労働者の医療についてゼムストヴオないし市自治体と契約してもよい。企業家は、市会または県ゼムストヴオ集会の決定した金額を、3年に1回拠出しなくてはならない。²⁸⁾

〔註〕 コレラの流行と関連して、1866年8月26日付で大臣委員会の規程 *Постановление* が出され、モスクワ県の企業所有者に対して労働者100人につきベット1床の病院を自己の負担で建設すべきことを義務づけた。これはのち元老院の解説 *разъяснение* によって全ロシアに拡大され、恒常的な法 *Закон* となった。しかし現実にはほとんど無視されていた。²⁹⁾

ペテルブルグの工業家たちは、この問題に関して特別委員会を設立した。議長はトリポリトフ М.Н.Триполитов、委員にベリヤエフ Я.П.Беляев、グлезメル С.П.Глезмер、ノベリ Э.Л.Нобельが入った。この委員会の4月26日付日誌 *Журнал* は、この草案の「基本的命題に原則的に反対である」とのべ、「出席した委員は……一致して次のように認めた。問題の唯一の正しい決定は、医療給付を国営保険制度の中にもめることである。さらに給付の組織は、社会的機関に委任すべきである。その統制と支払の一部は、労働者が基金を拠出し、かつ管理に参加する疾病基金に委任すべきである」とのべている。³⁰⁾

ペテルブルグの工業家たちは、ココフツオフ委員会に提案されたすべての草案に対し、自分たちの見解を統一するために努力した。そして、ペテルブルグ工場工業振興協会の二つの覚え書き Записки (その一つは5月12日付) となってまとまった。内容は以下の如くである。

まず、労働者の結社の自由の問題が「基本的、根本的問題であって、のこりすべての問題は、ヨーロッパの意味での自由な労働者の団結が存在するにいたるかあるいはいたらぬかによって、直接に反対の方向にきまらうるのである。……労働日の長さの問題は、自由な労働組合の存在しているところでは、そのないところと全く異なって決定されるであろうし、……ストライキの自由は組合の自由をぬきにしては考えられぬし、意義をもちえない。国家的保険実施は、組合の自由のもとでは、そのないところと異なったあらわれかたをする。ここに、まず結社の自由の問題を決定する必要があることの理由がある」。この点には、大蔵省の考え方とさほどきびしい対立はなかった。大蔵省もまた、「正しい労働組合組織のみが、また自分たちの事業を平静に審議し決定する習慣のみが、……イギリスとドイツの経験が示すように」労働者を「雇主との公然たる抗争に關しての輕卒な決定」から「然るべく」引きとめるであろう、とみとめていたからである。³¹⁾

第二に、ストライキと期限前雇傭契約破棄の問題に關しても、ある程度の一致がみられた。大蔵省は次のような見解をもっていた。期限前雇傭契約破棄をとりしめる刑法第51条は、期間の定めなき雇傭や日雇が多くなっていくなかで、効果なくなっている。さらに労働者よりも、その3倍くらいしばしば、雇主の方が契約に違反している。こんどのように大量のストライキ参加者が生まれると、裁判では処理できない。ストライキへの警察の介入はつねに労働者の逮捕と生国送還を伴うが、これは労働者に「政府があたかも相争っている一方の側」を擁護しているような印象を与え、労働者の積年の不満、怨恨が、「全部工場主から政府にうつされる」。ストライキを鎮圧しているロシアにおいて、鎮圧していない西欧よりストライキが少ないとはいえない。また、警察やオクラナの介入のないとき、ストライキ労働者たちが自ら

「秩序と安寧を守る義務を履行し、衛兵の任を担い、自分たちの工場と第三者公衆の安定と財産を守りつつ、社会のくずの犯行との斗いさえ開始している」ことは、「一度ならず明らかにしている」。また、「正確な」データによると、「ストライキのために失われた労働日数は一国の一般の生産性に影響を与えるほどに大きくはない」。労働者たちは、数日以上長く失業状態にすることはできない。³²⁾

これに対して、協会の覚え書きは、労働者のストライキ *Стачка* (秘密協定) の刑事責任を解除するなら、同時に工業家に対し、シンジケート、トラストを許可せよ、と要求した。次に、ストライキの刑事責任を解除するのみではなく、積極的に労資の紛争調整機関 *Примирительные учреждение* を考えるべきこと、「人身に対する暴力」、「財産に対する積極的暴力」、生産の突然の中止によってひきおこされる「財産の損傷」をともしうストライキへの刑事罰は保存すべきである、と主張した。さらに、ストライキが発生したときに、雇主は契約条件にもとづく補償なしに全労働者を解雇しうること、ストライキ参加者が一部分であっても、ストライキによる損失の担保として、労働者の賃金7日分を控除しうること、を要求した。最後に、大蔵省の法案には、上水道、下水道、照明など「社会的に不可欠な」企業におけるストライキへの3ヶ月以下の拘留という刑事罰がのこされていたが、覚え書きは、そのカテゴリーに電信、鉄道、パン焼人を入れない理由も立たないし、一部の労働者にのみストライキの刑事罰をのこすのはよくない、として反対した。³³⁾

第三に、労働日の短縮について、覚え書きは、もともと標準労働日に国家が介入することは受入れがたいし、ロシアの労働者は生産性が低く、また労働日の統一基準を全工業部門に適用するのは困難であるという。具体的には、(1)、1897年法の水準を維持すること、(2)、時間外労働は義務的、非義務的あわせて1週75時間以内とする、(3)、義務的祭日は12日間とし、その他は労資の自由な協定とする、(4)、不用となった法の規定は廃すること、(5)、法の枠内で通達 *Инструкции* と規則 *Правило* を管理部が制定しうること、(6)、

標準労働日の法律を陸海軍局に属する官営企業にも適用する、などであった。³⁴⁾

第四に、労働者の医療について、覚え書きは、それが企業所有者に負わされているところは世界のどこにもなく、大蔵省の草案は「未曾有の現象」である、とし、労働者の疾病の大部分は労働とは関係なく、もっと一般的な原因からおこると主張している。具体的には次のごとくであった。(1)、労働者への医療はゼムストヴオおよび市当局によって組織さるべきである。(2)、ゼムストヴオおよび市は、自分の一般予算から支出する。(3)「費用の弁済は」疾病基金に移管すべきである。(4)、工場所有者に支出の義務が必要であるならば、必要な資金の相応する部分を疾病基金に拠出させるようにせよ。(5)、ゼムストヴオおよび市への費用弁済の範囲は、法によって制限さるべきである。(6)、企業所有者は医療機関の医療活動に何の責任も負はない、などであった。³⁵⁾

第五に、覚え書きは、社会保険の拠出分担についていう。ドイツの疾病基金の拠出は、労働者 $\frac{2}{3}$ 、工場主 $\frac{1}{3}$ になっているが、大蔵省の草案では $\frac{1}{2}$ づつになっている。廃疾・老令保険の拠出は、草案では労資が賃金の $\frac{3}{4}$ づつを拠出することになっており、ドイツの例の2倍である。これは重い負担である。最後に、こうした負担に労働日短縮による負担を加えると15,000万 py6 となり、労働者数 300万人、平均年賃金 200py6 とすると、これは賃金の25%にもものぼり、「工業の破滅」が不可避となるようなものである、と見積った。³⁶⁾

5月16日、再開された委員会の席上でココフツオフは、「わが国の工業は、その発展をうたがいもなく政府の配慮に負っている」と指摘し、政府が「近々の事件の影響のもとに」「譲歩の道を進もうとしている」という非難は、誤解である、とのべた。これに対し、クレストヴニコフは特別声明を発表し、くりかえし、「現在の委員会の活動は、工業生活の自然な流れの中でよび起されたものではない」と主張し、その上で、委員会の作業は予備的なものとされなくてはならず、労働立法の本格的作業は将来の国会でなさるべ

きである、とのべた。ココフツオフ委員会にあつまった工業家代表は、5月17日、私的な評議をひらき、ペテルブルグの協会の覚え書きと「判断を共にする」ことを確認した。〔註〕そして、また、「結社の自由を法制化することなしに、立案された諸規程を実施することは不可能であると、ぜひとものべる必要がある」と認めた。5月18日、ロシア艦隊が対島沖で潰滅したニュースがつたわるや、工業家たちは一致して委員会を脱退する決意をかためた。クレストヴニコフは、「私たち全員は興奮し神経質になっており、これまでの評議をこれ以上継続することはできない」と声明した。ココフツオフは説得し、また、「委員会の仕事は中断しない」といったが、ココフツオフ委員会は事実上ここで中断した。³⁷⁾

〔註〕 ペテルブルグの協会の覚え書きの署名人にはクレストヴニコフ、ベリヤエフ、グレズメル、ドリポリトフ、ゲージョン Ю.П.Гужон、コノヴァロフ А.И., Коновалов Шроткин Д.В.Сироткин, Гусаков П.О.Гусаков, Ясуюков И.И.Ясуюкович, Жукоский Жуковский, Рябшинский Морозов П.А.Морозов らがあった。³⁸⁾

大蔵省はこれまで専制の部局の中では比較的にブルジョアシーの意を体して発言してきていた。しかも、その大蔵省もまた専制の一部局として、労働者の立ち上がりによる政治的危機を前にしては、ブルジョアシーの負担による慈恵的政策をうち出さざるをえない。いまやブルジョアシーは、大蔵省のこの慈恵的政策に攻撃をかけざるをえなくなっている。それと同時に、労働者の団結の自由とストライキの自由との問題については、大蔵省とブルジョアシーの意向との間には、かなりの一致がみられる。内務省のズバトフ主義が破産した以上、この路線の展開の余地がひらけるであろう。

IV 労働組合運動の発展とストライキ法および労働組合法

1905年の秋から冬にかけて、再びストライキ運動は高まっている。ペテルブルグのストライキは、工場監督官統計によると、11月3日（331企業）100,948人、4日（501企業）121,635人、5日（501企業）126,350人、7日（504企業）114,090人という具合であった。商工大臣がツァーリに報告した

データによると、1905年の11ヶ月間にストライキのために喪失した労働日は、ペテルブルグで 4,082, 816日、モスクワで2,060,406日、ウラジミルで 2,801,125日であった。1月にペテルブルグやロジではじまったストライキの波が中央工業地帯をも席捲したことがわかる。ペテルブルグの11月ストライキには、アレクサンドロフスキー工場やオブホフ工場で8時間労働日の事後届出制による実施がなされ、その圧力でいくつかの企業では30分～1時間の労働日短縮が賃金5～12%アップと平行して行なわれた。1905年末に、ペテルブルグに40の労働組合、モスクワに50の労働組合が組織されており、リガでは一連の労働協約が締結された。〔註〕1905年11月はじめに、14組合を結合する労働組合中央書記局が生れた。プロコポヴィッチ С.Н. Прокопович やスヴァトロフスキー В.В. Святловский が書記局のメンバーに入っていた。12月末には書記局は35組合を結集していた。³⁹⁾

〔註〕レスコワ Л.И. Лескова の蒐集した1905年～1907年の労働協約例は、1905年11件、1906年11件、1905年前半2件の24例で、場所はリガ7件、オデッサ3件、シベリヤ3件、ハリコフ2件、モスクワ2件、他ペテルブルグ、グロズヌイ、カルガーヘルシングスフォルスなどが1件ずつであった。業種では印刷業が8件を占め、大企業で注目されるのはハリコフの ХПЗ のみであった。⁴⁰⁾ ペテルブルグやモスクワの工場主たちが組合と直接経済力で対決する方針を出していたことの一つの結果がみとめられる。

1905年秋の政治的危機の中で、10月17日、国会召集に関する詔勅が出されるが、労働者に対しては、ひきつづいてストライキの自由と労働組合の自由をゆるす政策がうち出させることになる。この点については、すでにココフツォフ委員会における折衝の中で、専制政府とブルジョアシーとの間に基本的諒解がなり立っていた。1905年12月2日、「ストライキに関する臨時規則」が制定された。これは、ストライキを禁止していた刑法の条項を廃止するものであったが、財産の破損、ピケットによる就労阻止などの禁止は解除しなかった。また、同時に別の規則をもって、社会的・国家的意義をもつ企業や官営企業のストライキを禁止した。ストライキの自由は、そう広いものではなかった。大蔵省の見解においてはすでに意味なきものとみられていた、期

限前契約破棄に関する第51⁴条も存続することとなっていた。労働組合については、1906年3月4日付の「職業的団体に関する臨時規則」が制定された。集会・結社の自由が一般的に宣言されていないなかでみとめられる労働組合の自由は、当然、極めて制約されたものでしかありえない。労働組合の義務的登録制、規約の認可制、組合連合体の禁止などがその内容である。

しかし、この法律によって、一応、労働組合の自由がみとめられたことにより、組合は増加した。1906年4月現在でペテルブルグの労働組合数は47となり、金属工組合が4月にできた。1906年ペテルブルグでひらかれた労働組合第二回協議会は、労働組合組織の原則をきめた。大凡以下のごとくであった。(1)組合は公式に1つの政党に加入してはならない。(2)組合規約に政治綱領を入れてはならない。ただし組合の集会における政治的見解の交換は希ましい。(3)すべての組合はエゴイスティックな職種組織を避け、プロレタリア的性格をもつこと。(4)各組合はその職種の労働者を全ロシア的に統一すべく努力すること。(5)各組合は「戦斗的」性格をもつべきであり、メンバーへの財政的扶助は補助的かつ一時的に与えられるべきである。(6)雇主と労働者の混合組合は許されない。高賃金労働者と低賃金労働者とを一緒にする組合はのぞましくない。(7)熟練に基礎をおく組合より産業別組合の方がよい。(8)組合民主主義の徹底した発展。メンバーのできるだけ多数を組合の活動にひきこみ、メンバーの集会はできるだけしばしば催す。(9)組合内の教育的活動を盛んにすること。(10)組合の地域的連合において、個々の組合の完全な自律性を維持すること。⁴⁾ 組合のこうした戦斗的性格は、次表の組合財政収支にもみてとることができる。

労働組合が極めて戦斗的な組織を志向したとすれば、資本家側はこれと経済力をもって徹底的に抗戦する構えをとった。1906年の労働組合法以前に、労働協約によって労働組合が交渉相手とみとめられた例は印刷工以外にあまりなかった。雇主組合は全力を上げて反労働組合的な活動を展開した。ペテルブルグの金属工組合は1906年6月—7月に、9時間労働日、賃率30%アップ、雑役労働者最低賃金1日1 pyб., 罰金廃止、ストライキ期間の支払い、

なども要求して斗争したが、工場主協会に指導された企業主は、労働組合と

ペテルブルグ金属工組合1908年収支 (py6.)

収	入	支	出
組 合 費	18,818	執 行 費	4,113
機 関 紙 代	1,110	文 教 費	2,431
寄 附 金	5,105	ス ト ラ イ キ 費	4,960
そ の 他	964	扶 助 金 支 出	1,067
		そ の 他	604
	25,997		13,175
		繰越し	12,822

のあらゆる折衝を拒否し、要求も蹴り、8月—9月には労働者の中から活動家の清掃をはじめた。それでも、1907年はじめには、フィンランドおよび沿バルト地方をのぞく全ロシアに 652組合 (24,5万人)、ペテルブルグに35組合 (4.9万人) あった。ペテルブルグの労働組合員の内別けは、金属工組合 10,700人 (組織率14.3%)、印刷工組合9,400人 (46.9%)、織布工組合 4,000人 (13.3%)、パン焼工組合4,140人 (51.7%) であった。⁴²⁾

専制政府による労働組合の積極的抑圧は、すでに1907年のはじめからなされている。搜索、出版物の発刊停止などである。1907年6月3日の政変ののち、その動きはつよまっている。大工・指物工の組合についての表は、興味

大工・指物工組合員推移

1907	登録メンバー数	組合費支払者数	%
7月	509	458	90.0
8月	748	387	51.7
9月	862	527	61.1
10月	991	489	49.3
11月	1,060	407	39.1
12月	1,092	275	25.2

深い動きを示している。1907年、モスクワにあった46組合 (4.8万人) の組織は、1909年に21組合 (7,000人) に後退した。また、1906年にペテルブルグにあった44組合が、1910年には17組合に減少し、金属工組合の場合、組合

員は $\frac{1}{3}$ に減少した。⁴³⁾

1906年3月4月付「臨時規則」の現実の効果を検討し、恒久的な労働組合法 Закон об обществах и союзах を立案する役目が、内務省の囑託官吏ブラジチューク Блажчук に負わされた。ブラジチュークは次のような内容の覚て書き (о профессиональном движении в империи) を作成した。1906年法は、「革命運動に反対するという意味では全くその目的を達しなかった」。その上「革命家の活動のためにあたらしい便宜をつくり出しただけである」。規則実施後2年で、帝国内70の県および地方 области に、合法組合1,046、非合法組合94が設立され、組合員は20万人を数える。「革命家たちがこれらの組合を支配している。161組合は不都合があって閉鎖された」。「のこりの885組合についても喜ばしい情報はない」。こうしたことの起った原因に「規則の欠陥」がある。ブラジチュークは11項目列挙したが、そのうちの7項目は次のごとくであった。(1)活動地域の規制がないので、支部をつくっては活動を全国にひろめている。(2)支部開設に権力は関与していない。(3)理事会や責任者を権力により認可するようになっていないので、ポストを革命家により占められている。(4)自分の権利義務を自分できめる「容認しがたい権利」が与えられているので、資金をストライキにつぎこんだり、革命家を支援したりできる。(5)、行政権力に従属せず、審判所や元老院にのみ属している。(6)未成年者、職員の参加が許されている。(7)最低メンバー数をきめていないので、革命家は2～3名で組織をつくることができる。こうした欠陥をとりのぞいたブラジチュークの法案は、最低30名を用意しないと設立申請できないこと、前科のないこと、政治活動に参加していないことを警察で証明してもらわなくてはいけないこと、総会は警察の許可をえて警官の立会いのもとにのみひらかれうること、活動地域を申請された市の内部に限定すること、諸文化活動の禁止、義務的な仲裁裁判制度、などを内容としていた。⁴⁴⁾

チホミーロフは、ブラジチュークの覚え書きを批判し、「革命がその体力を主として革命家に抱えこまれた労働組合の中から汲み出している」のはた

しかだが、「革命家の活動を監督しにくい、非合法的なもの」から引っぱり出す必要」があって1906年法はできたのである、という。そして、「相当の稼ぎ」のある「労働者の中の分別ある部分」にたよって、「暴力的変革の不可能性への確信」を労働者の中にうえつけなくてはならない、とする。具体的には、第一に、革命家を非常手段で鎮圧する、第二に、1906年の基本法を修正したあたらしい法制をうちたててことを提案する。1906年法を修正するにあたっては、一般に団体 *общество* の法とするのではなくはっきり労働者団体の法とし、将来は労働者身分令 *Положение о рабочем сословии* に発展させるべきである、というのは、労働者は第四身分だからである、とした。チホミーロフの草案によると、労働者団体の目的は「労働条件の維持・改善」であり、その目的達成のためにとるべき方法は、賃上げ、団体協約、仲裁裁判所、消費組合売店、貯蓄基金、公営住宅、失業手当、嫁資手当、葬祭手当、図書館・講演会・読書会、礼拝、巡礼旅行、演劇、ハイキング、不動産取得などである。労働者団体は「社会の安寧を脅かさず、工業企業の生産性と国民生産の一般的発展を破壊させないこと」を義務づけられ、そうでないときは解散させられる。団体の統合には大臣の認可が必要であり、「政党に支配される労働者団体は禁止される」。メンバーは正会員と臨時会員にわけられ、前者は常備労働者のみとし、役員は正会員のみとされる。チホミーロフは、この草案に加えて、労働者に関する件を主宰する機関の問題と、労働者団体に信用を与える特別労働者扶助銀行 *Особый Воспомогательный Рабочий Банк* の問題を提案した。後者については、信用をうけるのが労働者団体であるところが特徴である。前者については、これを内務省におき、商工省に属す工場監督官は、これを「事件の単なる記録係」とかえよといっている。チホミーロフの構想は、一面ではガボン主義の再現であり、他面では、西欧型の改良主義的労働組合にヒントを得ながら、これを身分制度と融合させようとするものである。⁴⁵⁾

V フィロソフ評議

1905年10月26日、商工省を設立することに関する勅令が出された。商工省は4部、2局、3委員会、5評議会と、中央工場問題審判所および工場監督制度をもって組織された。商工省を組織する仕事は、臨時代表フョードロフ М.М.Федоровに委任された。フョードロフは、ココフツォフ委員会で扱われた作業をも引きつぐために、4月15—21日に特別評議を開いたが、その日誌も存せず、大きな役割を演ずることはなかった。実質的作業は、商工大臣フィロソフ Д.А.Философов を議長とする商工省附属特別評議でなされた。この評議は1906年12月14—21日、1907年2月14日—3月12日に行なわれた。⁴⁶⁾

1906年10月14日、工商代表者大会第一回大会は、フィロソフ評議に参加する資本家代表の意志を統一するために、大会評議会に対して、傘下組織から資料を蒐集し、まとめること、指導的意見をまとめること、その意見を1907年1月10日に予定された臨時大会以前に傘下組織に送付すること、を委任した。大会評議会は、労働問題を研究するいくつかの委員会を設立し（11月にはそのメンバー69人に及んだ）、傘下組織にアンケートを配布するなど活躍した。しかし、その作業の終らぬ12月14日に、フィロソフ評議の第一回会議がひらかれることになったので、各会議に先立って、工業家代表の予備的会議がひらかれることになった。傘下組織代表間で、若干の意見のくいちがいが残った。⁴⁷⁾

1906年12月の評議に、以下の10法案の基本的要項が提案された。すなわち、(1)疾病保険、(2)災害保険、(3)廃疾保険、(4)貯金局、(5)雇傭契約規則、(6)労働日、(7)労働者の医療、(8)低家賃健康住宅、(9)工業裁判所、(10)工場監督官制度および工場審判所、である。フィロソフは、「これらすべての草案は国会の審議に付することのきまった」ものであり、年内に基本的要項を審議したのち、省が最終的なものに近い法案を作成し、これを評議の遂条審議に付したい、とのべた。評議にはブルジョアシーの代表が101人召集されて

いたが、これを代表してグлезメルは、「これらの法案が新国会にかけられるのが遅いほどその決定はより正しいであろうし、そのための土台はより堅固であり、より正常であり、より容易であろう」とのべた。⁴⁸⁾

疾病基金の審議は次のごとくであった。トリポリトフやディトマルは、工業家の犠牲が多すぎることに難をとえ、オーゼロフ教授は、「工業家に負担できないのに、それをわが国の労働者のやせた肩にかけられるというのか」と反論した。具体的には、ブルジョアシーは、産婦に対する扶助期間の削減、基金の財政的安定性をまして、基金への融資の義務負担を減少させるために、扶助金の最低額を撤廃する（ディトマル、トリポリトフ）か、この額を低下させる（ジューフスキー）かを要求した。また、治療期間の限度を2年間ではなくて3ヶ月とするよう要求した。⁴⁹⁾

災害保険に関しては、クレストヴニコフが、統計的資料整備の必要から、法の実施は法の制定後5年間を経てからなすべし、とのべたのに対し、南ロシア鉱業家を代表したディトマルやアヴダコフH. C. Авдаковらは、実施はできるだけ早い方がよい、と主張し、トリポリトフやグлезメルが妥協的な提案をしたのちに、1907年2月になって、ブルジョアシーは2年間の期間をおくという点で意志を統一して、その意見をチミリヤゼフが表明した。また、疾病保険と災害保険の関連について、はじめの法案は最初の6週間は疾病基金で面倒をみて、のち災害保険にうつすとし、つぎに1903年法にそって、被災のあった当日からにかえたが、これに対してブルジョアシーは、ドイツの保険法にならって、最初の13週を疾病基金でみるように、と要求した。2月の会議でチミリヤゼフは、13週案を採択してくれれば、工業家の拠出を $\frac{1}{15}$ 増加させてもよい、と提案した。⁵⁰⁾

疾病基金の管理方法について、草案では、全権の集会における票決権の40%が議長の手にあつめられていた。これに対しブルジョアシー代表は、さらに、ストライキ時には理事会および全権集会の権限のすべてを企業所有者にうつすこと、企業所有者は拒否権をもつこと、抗争問題は県審判所あるいは仲裁裁判所にかけられること、を主張した。⁵¹⁾

廃疾・老令保険については、政府は二つの案を示した。第一案は、労資折半で拠出される保障基金 *касс обеспечения* で、工業労働者のみに適用され、中央保険管理局 *Главное страховое управление* の管理に属する。基金は加入者個人別に口座を開設し、55才に達するか廃疾になるかすると、自己の口座に相応する年金をつける。年金の最低額は法により定められ（年24 руб.又は36руб.,）この額により基金にとって赤字になる分は予備費あるいは国庫から支払われる。第二案は、より漸進的なもので、工業企業に附属して基金をつくり、その基金は労働者の賃金控除による拠出を主とし、これに企業主が追加拠出することによってつくられるものとする、というものである。基金の設立は義務的なものでも自発的なものでもよい。労働者の拠出は賃金の2～6%とし、企業主の拠出は労働者の拠出の1/4を下まわらぬこととする。加入者の総会あるいは全権および企業所有者の代理人による理事会が基金の管理する。工業家たちは、二つの案に反対した。海軍省の代表チコレフ *А.И.Чиколев* は、基金は労働者をその職場に結びつけ、かつ労働者に貯蓄を訓へる、といい、ヤロッキー *В.П.Яроцкий* は、11月9日付勅令に言及し、以前はオープンチナが廃疾者に生き永らへる可能性を与えていたが、やがてこうしたことがなくなるのであるからと、草案を支持したが、フィロソフ自身も、再検討の上あたらしい案を提示するといって、この草案を撤回した。そして、あたらしい案は出されなかった。⁵²⁾

労働者の医療について、政府はあいかわらず企業所有者の負担を要求し、ブルジョアシーはその負担を疾病基金に肩がわりさせることを要求した。フィロソフは、疾病基金はその財政からみてこうした負担には耐ええないであろうし、これまでの経験ではゼムストヴオや市の力の範囲をこえている、と主張した。ディトマルらは、農業労働者をも加入者とすることによって、負担をそちらに向ける案を示した。⁵³⁾

雇傭契約規制については、政府案が契約の牢固性原則のなお一抹のなごりを示したのに対し、工業家たちは完全な解雇の自由を要求したのである。草案には次のごとくあった。「期間の定めなき雇傭にあっては、双方の各々

は、相手方に自分の意向を2週間前に予告することによって契約を破棄できる。ただし、雇傭契約にこの期間について別段の取決めがある場合はこの限りでない。別段の取決めも、この期間を3日以下に短縮してはならない」。モスクワ、南ロシア、イワノヴオ・ヴォズネセンスクの代表は、この規定で大むね満足したが、ペテルブルグ、ポーランド、ウラルの代表が「完全な自由」を要求した。ペテルブルグ工場主協会の代表は、予告期間を守らなかったさいに違約金を払う、という案を出したが、チミリヤーゼフは、これが以前からの罰金とこみになって、労働者を憤慨させることを恐れた。予告期間についての定めを廃棄しようという要求の背景には、それをもって労働者のストライキと斗かおうとの意図があった。トリポリトフはいう、「もし労働者が、10人が作業を中止しても全労働者の解雇の危険があるのだ、ということを知ったら、そのときにはストライキは中止されるだろう」、「工場主に、作業の中止と労働者の解雇をもって威嚇する完全な権利を与えよ」。オーゼロフや警保局のズーエフ H. II. Зубев は、「全労働者をいきなり街頭にほうり出したら、社会的安寧をおびやかす不穏分子をつくり出す」ことになる、といった。審議の中でグレズメルは、商工省は商工業を擁護するためのものであるのに、われわれと原則的対立にむかうとしたら「この省の設立の趣旨に沿わぬ」、とまで言った。⁵⁴⁾

労働日の最大限を11.5時間から10.5時間に短縮する案について、多くの工業家代表は、そうしたことは「労資のあいだの自由な協定にゆだねるべきである」、とあって反対した。グージョンは、4月のフォードロフ評議のさいには、10.5時間労働日に賛成していたが、いまやそれに反対していた。チミリヤーゼフは、「今譲歩する方が、将来に譲歩するよりも、そして結局より多く譲歩させられるよりもよい」とのべたが、グージョンらは、「労働者のあらゆる要求に屈伏してはいけない」と主張した。工業家代表は、さらに、「自由な協定」にまかせればよい、という論理で時間外労働の規制に反対した。オーゼロフやリトヴィノフ・ファリンスキーは、労資のあいだで「自由な協定」など実質的にはありえないのであり、労働者への慈恵が必要である

と論じた。工業家はまた、工場法にいう児童の年令を1才引下げることが主張した。政府の草案では12才～15才の児童に6時間労働日を提案していた。グージョンは、15才を14才に変えるようにと主張し、「生徒は14才までに学校をおえる。それなのにわれわれは彼らを工業に連れてゆけない。そして彼らは街頭に逃げ出して乱暴する」、とのべた。⁵⁵⁾

フィロソフ評議は10法案のうち6法案を審議しただけで終った。フィロソフは死亡し、第II国会は解散された。

VI オストログラドスキー評議

6月3日の政変ののち、国会および枢密院の議員の中に、ブルジョアシーの意向を反映するグループが形成された。1907年11月、この商工グループの成立直後から、労働立法は関心の的となった。

折から国会に、1903年6月2日付労働者災害補償法の原則を大蔵省に所属する企業の労働者職員にも拡大適用させる特別立法が、大蔵省によつて国会にもちこまれた。すでに1903年法の原則を拡大する特別法は、陸軍局のおよび海軍局の工場や電信局に対してつくられていたが、大蔵省のそれは遅れたために、枢密院のみならず国会を通過させなくてはならなくなっていた。これら官営企業に対する特別法は、専制国家機構の一環に組みこまれた労働者に対する国家財政を背景にした慈恵政策の色彩をもっているため、一般法になかった職業病による労働力喪失への補償を含んでいた。法案は1907年11月16日付の国会の決定 *Постановление* によって国会の労働問題委員会の検討に付されることになった。労働問題委員会の議長はセルブホフにあるコンシン工場の支配人ティゼンガウゼン男 *барон Тизенгаузен* であった。

両院の商工グループは、1907年12月7日付の覚え書きにもとづき、12月12日の会議でこの法案を審議した。覚え書きは、商工省はすでに、より広い内容をもつ法案を作成中である、保障の水準は私的企業も官営企業も同一であるべきだ、立法は系統的であるべきだ、当分、大蔵省の企業へは1903年法を修正せず適用すべきだ、法案の審議は一般的の審議がはじまるまでのばすべ

きだ、などの考え方を含んでいた。12日の会合は、そうした考え方をまとめ、この法案が危険であることを大蔵大臣に伝えるよう、グлезメルとアウダコフに委任した。12月19日、両人は大蔵大臣に申し入れたが、大臣は法案は修正することもできぬし撤回することもできぬ、とのべた。1908年1月22日、商工グループは会合をもったが、そこでは依然として「法案は……この分野における将来の一般法に原則的な前例をつくることになりうる」として、警戒をやめなかった。2月12日の会合で、ティゼンガウゼンが労働問題委員会のこの法案に対する望ましい態度について諮問し、グループは、「国会はこうした個別的な法を承認すべきではない……修正のための原理は、災害・廃疾保険の一般的な新法案の審議がはじまるまでは明らかにすべきでない」、ときめた。国会の労働問題委員会は、2月15日の会議で、政府の声明により「近い将来」私的企業の労働者に国家保険を実施する企図のあることが明らかであるので、大蔵省の法案はこれとの関連なしに済すことはできない、ときめた。2月16日、国会セクレタリーのサゾノヴィッチ И.П.Со-
ЗОНОВИЧはストルイピンに書簡を送り、労働者保険法が上呈される時期を問合せている。⁵⁶⁾

2月20日、ストルイピンは商工大臣シーボフ И.П.Шиповにこの問題に関する問合せをなし、3月7日、シーボフはストルイピンに、災害・疾病保険法と労働者医療法は準備されており、今月中に閣議 Совет Министровにかけられる予定だ、と回答した。3月28日、シーボフは3法案を閣議に提出するとともに、国会審議を早める必要があるが、同時にこの内容は複雑であるから、あらかじめ商工省に關係部局の全権代表よりなる部局間連絡評議を設け、ここで逐条審議をしたい、また、この評議に工業家代表その他を招きたい、と要請した。これは認められ、かくて商工次官オストログラドスキー Н.А.Остроградскийを議長とする評議が設置され、1908年4—5月に会議がひらかれた。大蔵省の1903年法関連法は国会労働問題委員会に棚ざらしになったまま、舞台はオストログラドスキー評議に移った。この評議では、フィロソフ評議の開始のさいに予定された法案のうち、3法案のみ審議

されることになる。オストログラドスキー評議に招かれた工業家代表は、あまり数多くなかった。ペテルブルグ・モスクワ両取引所委員会、工商代表者大会評議会、ペテルブルグ工場主協会、ポーランド鉱山主大会評議会などがそれであり、モスクワ代表は欠席していた。⁵⁷⁾

この評議に提出された案では、労働者医療と疾病保険が編集上から一つにまとめられていた。企業所有者の責任はのこされていたが、その範囲は限定された。企業所有者は応急手当と外来診療との義務を負ったが、病院についてははずされ、医療機関に対し労働者患者の医療費を支弁する責任のみとなった。外来診療についても、疾病基金やゼムストヴオおよび市と協定してもよかった。1866年法の原則は後退し、企業主の労働者医療に対する責任は、労働者1人当たり3～5 руб.と貨幣評価で明示された。疾病扶助金支給は第1日目からではなく第4日目から与えられることになった。労働者の拠出は、一律3%から基金の規模に応じて1～3%の巾をもつことになった。企業家側の拠出は労働者のそのの $\frac{2}{3}$ であるが、運用に巾が与えられた。工業家たちは、さらに、企業家の拠出を労働者のそのの $\frac{1}{3}$ にすること、労働者の医療の義務を完全に労働者自身に移すことを要求していたとはいえ、かなりブルジョアシーの意図は成功している。また、最低扶助金を支出していて、基金の財政が苦しくなったときには、拠出を増額しうるが、基金へ与える企業主の無利子貸付の限度も、年賃金の $\frac{3}{4}$ %, 労働者1人当たりで4 руб. 50 коп.と定められていた。ここでも、企業主の責任の限度は貨幣額で明示された。疾病基金の規模は、その財政の安定を考慮して、100人以上を200人以上と修正され、疾病保険の範囲は、20人以上規模の企業、および原動機を有する企業では5人以上規模であったのが、25人以上規模、原動機を有するところと10人以上規模と修正された。⁵⁸⁾

災害保険案は、この評議をつうじてよりブルジョアシーの意に沿うものに変形した。被災後最初の13週間は疾病基金の負担となり、その後にはじめて保険組合 Страховые Товарищества の負担となる。労働者は、彼に提供される無料医療の利用を拒んだときには、補償への権利を一部あるいは全

部失なう。被災者の年金額算定の基準になる賃銀 *заработок* について、当該企業における支払額のみとするかあるいは労働の場所に関わりなくその労働者の全賃金収入とするかで論議があった。トリポリトフの報告によると、前者に決った。(カスペロヴィッチ Г.С. Касперович が工商代表者大会評議会になした報告によると後者)。賃銀全額の年金は、はじめ労働力完全喪失のすべてに支給されることになっていたが、評議ののち、盲目、精神錯乱その他若干の場合に限られることになった。労働能力喪失の程度が5%以内のときは年金受給権は発生しない。再婚した寡婦および他家へ引きとられた児童は年金をうけられない。⁵⁹⁾

このように、ブルジョアシーの直接的な経済的利害をよく反映する方向での修正の他に、オストログラドスキー評議には今一つあたらしい要素が加わった。疾病基金の管理に対する行政権力の監督・介入がそれである。基金の総会は厳しく監督される。すなわち、3日前、7日前に警察に届出る義務、県知事や地元警察は集会に人を派遣できる、「非合法集会」には 100 руб. 以下の罰金などである。保険審議会 *Страховые Присутствия* の議長は、はじめの案では主任工場監督官であったが、これは県知事にかえられた。審議会のメンバーとして副知事、憲兵隊長も加えられた。「基金の事業が破産に瀕していたり、基金の活動が国家の秩序と安寧に危険であるとき」、県知事と憲兵隊長は基金を閉鎖したり、その事業を他に移管させることができた。保険評議会 *Совет по делам о страховании рабочих* は、商工省代表8名、内務省代表2名、その他の部局から4名、市・ゼムストヴオから2名、労働者と雇主から3名によって構成される、という案になった。商工大臣は、評議会の決定 *Постановление* の実施を停止させる権限をもち、内務省の代表も内務大臣と密接な連絡のもとに活動することが予定されていた。⁶⁰⁾

オストログラドスキー評議において内務省を代表していたグルリヤンド И.Я. Гурлянд は、プレーヴェに書簡で、法案は「内務省の側からの重大な異議をよんだのに、評議の日誌は正確にメンバーの意見をつたえていない」

と苦情を申し立てていた。商工大臣チマショフ С.И.Тимашев が1908年5月30日に法案を閣議に提出するや、6月1日、ブレーヴェはストリピンに書簡を送り、グルリヤンドの報告書を閣議で読み上げるよう求めた。6月3日、ストリピンの名でグルリヤンドに報告書作成の命が出され、グルリヤンドは6月6日にオストログラドスキー評議会で内務省を代表していた他のメンバーと協議したのち、6月10日に報告書を閣議に送付した。⁶¹⁾

グルリヤンド報告書の内容は次のごとくであった。商工省の草案によると、保険評議会はどの省にも属さないものとされるが、あいまいであるから商工省附属評議会にかえ、各部局の代表は評議会の決定に異議をとなえうること、商工省と協定に達しえないときには閣議に持ちこめることにせよ。保険評議会がもつことになっている、基金の管理部のメンバーを解任、告訴する権限を県知事に移し、また審議会の決定を上部権力の裁定までの間停止する権限を県知事にあたえよ。小疾病基金方式を採用すると、わが国に2,000以上の自治機関ができることになり、その監督は大問題である。草案には基金の規約を登録する方法について規定がない。「閣議の認可のもとに」、再保険同盟 Союзы перестраховния を設立できるようにせよ。草案には基金のメンバーでないものへ扶助金を支出したり、規約にない目的に資金を支出したりすることに対する刑事責任を管理部や企業所有者に課していないので、資金がストライキ基金や政治犯支援のために使われるおそれがある。⁶²⁾

1908年6月17日、保険法案は閣議における審議の対象となった。審議は6月19日、9月26日とあった。閣議は、「行政機関にとって、その監督に属すべき基金数があまりに多くならないようにすることは、とくにその施設の傾向や性格のはっきりしない活動の最初の時期にはとりわけ重要である」とのべ、疾病基金の最小規模を200人から400人に増した。また、基金に参加すべき企業の規模を、原動機のあるところ20人以上（以前は10人以上）、ないところ30人以上（以前には25人以上）とかえた。基金の規模について商工省は、小さい方がそれを労働者たちがより自分のものと感ずるであろう、との考え方に立っていたので、商工大臣は、「労働者階級を革命的宣伝からまも

るという見地からは、大きい基金の方がよいか小さい基金の方がよいかは決まらない」として抵抗していたが、ここでも内務省路線のまきかえしがみとめられる。⁶³⁾

Ⅶ 両院における審議

1908年6月、保険法案は国会に上程された。10月25日付で、労働問題委員会における審議の記録方法についての決定が採択されている。大蔵省から出されていた1903年法拡大法は、まだ委員会のもとにあった。一方、工商代表者大会評議会は、保険法案についてブルジョア側最後の意志統一をはかっていた。すなわち、評議会は、自己の見解を商工大臣を通じて国会に提出する約束をとりつけ、そのための統一見解作成にかかった。傘下組織に資料を送って意見を附させる *Замечение* とともに、それを、フョードロフを議長とする委員会でとりまとめようとした。評議会は7月にその作業にかかり、傘下のモスクワ取引所委員会は、労災保険法案について10月30日付で、疾病保険法案については11月4日付で、ペテルブルグ工場主協会は11月12日付で、南露鉱山主大会は12月9日付で、それぞれ意見をまとめた。評議会は、これらをとりまとめて、独自の法案の形で意見をまとめたと1909年2月25日付回状でメンバーに報告した。こうした動きの中で、政府の法案を「オーストラリア的」と拒否するペテルブルグ工場主協会のグレスメルの意見と、そうした見地を拒否し、「全グループの利益の連帯」の上に立って活動すべきだとするフョードロフらの意見とが、やや対立した。⁶⁴⁾

1908年11月10日、大蔵省の1903年法拡大法を即時本会議での審議にうつすか、労働問題委員会にさらに附託するか、が国会で審議された。ティゼンガウゼンらは、保険法案を先議すべきだから委員会にもどせ、と主張し、社会民主党のボクロフスキーらは即時審議開始を要求した。結果は、1ヶ月の期限つきでの委員会差し戻しであった。本会議での審議は実際には5月であった。労働問題委員会は法案から職業病への補償の部分を取り除いて提案した。委員会書記のペリヤエフ С.П. Беляев はその理由を、職業病の補償は

廃病・老令保険と一緒にしなくてはならないから、とした。大蔵次官のノヴィツキー Новицкий もその形での採択に賛成した。本会議は、社会民主党の修正意見を否決し、1909年5月26日、労働問題委員会の法案を採択し、編集委員会にわたした。枢密院での審議は12月12日からはじまったが、ここでもトリポリトフ、クレストヴニコフらは、保険法案審議のあとにするように、と発言して抵抗した。しかし、1910年5月28日、法案は採択された。⁶⁵⁾

労働問題委員会における保険法案の逐条審議は1909年4月22日から始まっている。ここでの問題の焦点の一つは、労働者に対する医療の責任を企業主がもつかどうか、であった。1910年2月9日の会議で、労働者への医療の提供は企業所有者の負担によってではなく、疾病基金の負担によってなされる、との趣旨の修正をもちこむことに、ティゼンガウゼンらは成功した。1911年4月19日、国会本会議は保険法案の審議をはじめた。カデツトで、労働問題委員会のメンバーの一人であったステパノフ В. А. Степанов は、政府の原案を支持し、労働問題委員会の多数がなした修正に反対した。独自の提案は次のごとくであった。労働者の医療を企業主の負担とする条項の復活、被災第1日目から災害保険組合の負担とすること、運輸、建設業、商業にも適用すること、適用最小企業規模を労働者30人以上ではなく16人以上とすること、保険評議会、審議会に関する警察的付則反対、などであった。トルドヴィキーのリヤフニツキー Ляхницкий は、農村労働者、手工業者、建設労働者、家事使用人にも適用せよ、と要求した。同じくトミロフ И. С. Томилов は、「6月3日法で選出された諸君からは何ものも期待できぬ。再び1905年の状態がやってきたら、そのときこそ立法は人民のためのものになる」、と発言した。社会民主党のポクロフスキーは、自党の方針の基本点をのべた。すなわち、保険法を雇傭労働の全種類に拡大適用する、老令・廃疾・失業・妊娠を保険する、寡婦と孤児を保険する、単一の保険組織、疾病基金の地域別原則とそれらの完全自治、年金を賃銀と同額にする、その他であった。ポクロフスキーもまた、「労働者階級は、ごく近い将来に自らの力を結集し、自由な階級斗争のための条件を闘いとるだろうし、そのときにこそ

社会立法の全問題が然るべき健全な土台の上に提起されるであろう」，と発言した。同じくブレドカリン А.Я.Предкалин（労働問題委員会のメンバーであった）は、いまもっとも緊急なのは団結権である，と主張した。⁶⁶⁾

1911年5月2日、国会は保険法案の逐条審議を秋にのぼすことにきめた。秋に審議が再開されたとき、政府とオクチャプリストとの間に協定が成立していた。オクチャプリストのカーメンスキー Каменский は「企業家が事實上、労働者住民の医療において担っている機能を企業家に保持させることは、現瞬間においてはもっとも害が少なく、もっとも目的にかなっているかも知れない」ので、「一時的な方策として、労働者の医療を企業家に委任する必要がある」とのべた。政府は、こうして自らの原則をからくも守ったが、しかし経済的な実質的譲歩については、労働問題委員会の修正をすべて承認したのであった。保険2法案は1912年1月10—11日に最終的に国会で採択され、編集委員会の報告が承認されたのちに枢密院へ送付された。⁶⁷⁾

枢密院では、ヴィッテとドウルノヴォとの間に論争があった。ヴィッテは法案を擁護しつつ、ロシアの工業の利点は国の保護主義と農村過剰人口であり、後者のためにロシアの賃銀は安く、イギリス 550руб. ドイツ 450руб. に対してロシアは 250руб. である、保険実施による企業家の負担はドイツと比して少ないし、およそ保護主義をとるなら労働者保険も認めねばならない、とのべた。ドウルノヴォが、ドイツの工業の利潤率は6.48%、ロシアは3.47%でドイツの方が高い、と異をとねえたのに対し、ヴィッテは反論して次のようにのべた。もしそうであるならば、なぜ外国資本がロシアに流入するのか説明できない。また、長く自分がたづきわってきた鉄道経営の経験からすると、ロシアの労働者の生産性は外国の労働者におとらない、と。枢密院は5月2日に法案を採択した。そして1912年6月23日、法案はツァーリの裁可をえて法となった。⁶⁸⁾

1905年1月9日事件とシドロフスキー委員会構想の分解ののちに、鳴り物入りではじまった専制的労働政策の新方針は、7ヶ年近い才月を経て、やっと災害および疾病保険を生み出すにとどまった。新方針は自由主義的なもの

であったとはいえ、所詮は専制の方針であったし、未だ本質的には権力に到達していないブルジョアシーは、専制の部局において大いに尊重されながらも、決して政治的支配に関して責任を本格的に負うことなく、主として直接的な経済的利益を追求して政府に迫るといった行動をとった。具体的な政策の隅々に、あいかわらず内務省的な路線がつかぬかれていた。1906年労働組合法も、新方針の一環であるとともに、完全な市民的自由を与えていない以上なお内務省的、ズバトフ主義的な性格をもつものであった。疾病基金の設立もまた、あたらしいそれであった。専制の枠内で、制限づきで与えられる自治は、完全な市民的自由の原則からは偽りのものであるが、しかし、同時に専制にとっては、自らに異質なものの懐胎であった。その矛盾は、やがてレナ事件からはじまるあたらしい労働運動の昂揚の波の中で、労働者の保険カンパニヤとして爆発するにいたる、

(1) 拙稿「プレハーノフとプロレタリアートのヘゲモニーの思想」、北大「スラヴ研究」第4号参照。

(2) А. Я. Аврех, Столыпин и Третья Дума, Москва 1968 (以下 Аврехと略), стр. 154

В. Я. Лаврычев. Российские промышленники и рабочее движение в период империализма, Рабочий класс и рабочее движение в России (1861—1917), Москва, 1966, стр. 257

(3) Solomon M. Schwarz, The Russian Revolution of 1905, Chicago and London, 1967 (以下 Schwarzと略), p. 270, pp. 285—299

(4) Schwarz, p. 276, p. 278

(5) Ibid, p. 277, p. 279

(6) Ibid, p. 271, p. 273

(7) Ibid, pp. 273—278

(8) Ibid, pp. 59—63, pp. 281—283

(9) Ibid, p. 64

(10) S. p. Turin, From Peter The Great to Lenin. London, 1968, (以下 Turin と略) P. 69

(11) С. Н. Семенов. Петербургские рабочие накануне период русской революции. Москва Ленинград, 1966, стр 117

(12) Там же, стр. 67—86, Очерки Истории Ленинграда. Том III, 1956 (以

下 История Ленинградаと略) стр. 117

- (13) Schwarz, pp. 77—78. История Ленинграда, стр. 273—274
- (14) Schwarz, p. 79
- (15) Ibid, pp. 80—81
- (16) Schwarz, p. 82, Аврех, стр. 154—155.
- (17) Аврех, стр. 155—156
- (18) Там же, стр. 156
- (19) История Ленинграда стр. 275. Schwarz, p. 86
- (20) История Ленинграда стр. 276—277
- (21) Schwarz, pp. 89—93
- (22) Ibid, pp. 87—88
- (23) Ibid, p. 95, p. 112
- (24) Ibid, p. 111, pp. 113—116
- (25) Ibid, 116—119
- (26) Аврех, стр. 168—170
- (27) 拙稿「帝政ロシアにおける雇主組合」, 北大「経済学研究」第18巻第1号参照。
- (28) Аврех, стр. 161.
- (29) Там же, стр. 161.
- (30) Там же, стр. 162.
- (31) Там же, стр. 164, 167.
- (32) Там же, стр. 163—164.
- (33) Там же, стр. 165—167.
- (34) Там же, стр. 157—160.
- (35) Там же, стр. 162.
- (36) Там же, стр. 167—168.
- (37) Там же, стр. 167, 170—171.
- (38) Там же, стр. 172.
- (39) История Ленинграда, стр. 341, 346, 361, 369.
- (40) Л. И. Лескова. Коллективные договоры рабочих с предпринимателями 1905—1907 гг. как исторический источник. Рабочий класс и рабочее движение в России, (1861—1917), Москва, 1966
- (41) История Ленинграда стр. 372, Turin, p. 88
- (42) История Ленинграда, стр. 383, 401
- (43) Там же, стр. 400, 448. Turin, p. 91, p. 115
- (44) Аврех, стр. 219—221
- (45) Там же, стр. 222—225

- (46) Там же, стр. 175. Г. М. Горофейн. Из истории образования Министерства торговли и промышленности. Очерки по истории Экономики и классовых отношении в России концаXIX—начала XXв, Москва Ленинград, 1964, стр. 166—168
- (47) Аврех, стр. 175—177
- (48) Там же, стр. 177—179
- (49) Там же, стр. 180—182
- (50) Там же, стр. 183—184
- (51) Там же, стр. 184
- (52) Там же, стр. 185—187
- (53) Там же, стр. 187—188
- (54) Там же, стр. 188—192
- (55) Там же, стр. 192—195
- (56) Там же, стр. 197, 234—241
- (57) Там же, стр. 197—198, 201
- (58) Там же, стр. 198—204
- (59) Там же, стр. 198, 204
- (60) Там же, стр. 200, 204—205
- (61) Там же, стр. 205
- (62) Там же, стр. 206—210
- (63) Там же, стр. 212—213
- (64) Там же, стр. 227—231, 251
- (65) Там же, стр. 241—250
- (66) Там же, стр. 250—262
- (67) Там же, стр. 262, 266
- (68) Там же, стр. 269—270